

## 継続監査期間の開示について

2019年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年内閣府令第3号）が公表されています。

今回は、上記改正のうち、情報提供の信頼性・適時性の確保（会計監査に関する情報）のための項目として、有価証券報告書のコーポレートガバナンスの状況等において記載が追加されることとなった、継続監査期間の開示の概要をご紹介します。

（なお、上記改正は2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書より適用となりますが、2019年3月31日以後終了する事業年度からの早期適用が認められています。）

開示の対象となる継続監査期間は、以下の通り整理する考え方が挙げられています。

①	提出会社が有価証券届出書提出前から継続して同一の監査法人による監査を受けている場合、有価証券届出書提出前の監査期間も含めて算定する。
②-1	過去に提出会社において合併、会社分割、株式交換及び株式移転があった場合であって、会計上の取得企業の監査公認会計士等が提出会社の監査を継続して行っているときは、当該合併、会社分割、株式交換及び株式移転前の監査期間も含めて算定する。
②-2	過去に提出会社において合併、会社分割、株式交換及び株式移転があった場合であって、会計上の被取得企業の監査公認会計士等が提出会社の監査を行っているときは、当該合併、会社分割、株式交換及び株式移転前の監査期間は含めないものとして算定する。
③-1	過去に監査法人において合併があった場合、当該合併前の監査法人による監査期間も含めて算定する。
③-2	提出会社の監査業務を執行していた公認会計士が異なる監査法人に異動した場合において、当該公認会計士が異動後の監査法人においても継続して提出会社の監査業務を執行するとき又は当該公認会計士の異動前の監査法人と異動後の監査法人が同一のネットワークに属するとき等、同一の監査法人が提出会社の監査業務を継続して執行していると考えられる場合には、当該公認会計士の異動前の監査法人の監査期間も含めて算定する。

継続監査期間の算定に当たっては、上記の整理も踏まえ、基本的には可能な範囲で遡って調査すれば足り、その調査が著しく困難な場合には、調査が可能であった期間を記載した上で、調査が著しく困難であったため継続監査期間がその期間を超える可能性がある旨を注記することが考えられるとされています。

また、継続監査期間の記載方法については、「●年間」と記載する方法のほか、「●年以降」といった記載も考えられるとされています。

以上